

鳥インフルエンザへの防疫対策強化を！ ～飼養衛生管理基準の内容が細くなりました～

千葉県や愛知県で採取された野鳥の糞便からH7亜型の低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出され、また韓国でも野鳥からのH5及びH7亜型の低病原性鳥インフルエンザウイルスの検出が継続していることを踏まえ、養鶏農場の皆様には、飼養衛生管理基準の遵守にご対応いただいているところです。

一方、今回、岐阜県で発生した豚コレラの発生事例では、飼養衛生管理基準への対応が不十分であったことが農林水産省から報告されています。

つきましては、鳥インフルエンザ等の伝染病を発生させないよう、危機意識を持って、飼養衛生管理基準等の中でも特に重要と考えられる次の項目について遵守を徹底するようお願いいたします。

なお、項目中の下線部は、新たに対応すべき内容として、今回、国から通知された内容です。

1 適切な衛生管理区域の設定

鶏舎だけでなく、飼料給与や鶏の出荷、死亡鶏の管理などの一連の作業に関連する区域を「衛生管理区域」として設定し、明確な境界を設けるようにしましょう。

2 衛生管理区域専用の衣服及び長靴の使用

衛生管理区域専用の衣服や靴を設置するだけでなく、鶏舎ごとに専用の靴を設置し、衛生管理区域や鶏舎に立ち入る者は、確実に着用するとともに、交差汚染をしないよう工夫しましょう。また、靴の底などは、糞等の汚れをきちんと洗浄したうえで、消毒薬に十分に浸漬しましょう。

3 鶏舎や器具などの定期的な清掃又は消毒等

衛生管理区域以外で使用していた器具や重機などは、十分な水洗を行い、適切に消毒してから衛生管理区域内で使用しましょう。また、鶏舎だけでなく衛生管理区域内の施設は、定期的に清掃又は消毒を行きましょう。

4 他の畜産関係施設に立ち入った者に対する対応

当日に、他の畜産関係施設等に立ち入った者(※1)、及び過去1週間以内に海外から入国または帰国した者(※2)については、可能な限り、衛生管理区域に立ち入らせないようにしましょう。

※1 家畜防疫員、獣医師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。

※2 農場主や従業員等の場合は、洗髪・入浴・更衣等適切な処置を講じ、海外で使用した衣服及び靴は、洗浄・消毒するとともに、衛生管理区域へは持ち込まない。

5 野生動物等からの病原体の侵入防止

農場周辺への電柵、ワイヤーメッシュの設置や、鶏舎への防鳥ネットの設置、鶏舎の破損部分の修繕などにより、衛生管理区域への野生動物の侵入を防止しましょう。また、鶏舎外でのエサこぼしや、鶏の死体は放置せず、死体の保管場所への野生動物の侵入を防止するようにしましょう。加えて、外部から食べ残しや野生動物の死体等のゴミを持ち込むリスクがあることから、衛生管理区域では犬・猫等を飼養しないようにしましょう（飼養する場合は、きちんと管理しましょう）。

6 飲用に適した水の給与

飼養する家畜に飲用に適した水を給与しましょう。

7 毎日の健康観察、早期発見・早期通報の徹底

飼養する鶏の健康観察を入念に行い、鳥インフルエンザ等を疑う症状など異状が認められた場合は、速やかに家畜保健衛生所に届け出ましょう。

【高病原及び低病原性鳥インフルエンザの特定症状】

同一の家きん舎内で、1日の家きんの死亡率が、過去21日間の平均した死亡率の2倍以上となった場合

※ ただし、設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、除きます。

【上記の特定症状以外で感染の疑いを否定できない場合】

鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合
5羽以上の家きんが、まとまって死亡している又はまとまってうずくまっている場合

8 飼養管理の記録の保管

常時から、飼養している鶏の飼料給与、産卵、導入、出荷、死亡等の状況について記録するとともに、異状の有無だけでなく、元気消失等の症状を示す個体が認められた場合は、具体的な症状も記録しましょう。

9 教育訓練等

鶏舎内での飼養管理を行う者はできるだけ限定するとともに、消毒や作業手順について定期的に訓練を行いましょう。また、飼養作業を行う者が外国人である場合には、言語の違いなども考慮して、より丁寧な教育や訓練を行い、消毒や作業手順等、飼養衛生管理基準の徹底を図りましょう。

今後、家畜保健衛生所では、飼養衛生管理基準の遵守状況を別添の『飼養衛生管理基準の遵守状況のチェック表』に沿って、確認していきます。

したがって、各農場におかれましてもこのチェック表の内容をご確認いただき、この内容に沿って、家畜保健衛生所から送付される定期報告書の『2. 飼養衛生管理基準の遵守状況』への報告をお願いします。

神奈川県湘南家畜保健衛生所

〒259-1215 平塚市寺田縄 345

TEL 0463-58-0152 FAX 0463-58-5679